

平成 30 年 度
第 2 回

国民健康保険運営協議会議事録

平成 30 年 12 月 13 日（木）開催

加古川市国民健康保険運営協議会

1 日時 平成30年12月13日(木) 午後2時～午後3時

2 場所 加古川市役所 新館9階 191会議室

3 出席者

委員出席者 8名

委員欠席者 4名

事務局出席者 9名

会 議 次 第

1 開会

2 議事

協議事項

- ・国民健康保険料の減免基準の見直しについて

報告事項

- ・平成31年度国民健康保険保険事業費納付金等の仮算定結果について
- ・国民健康保険事業基金のあり方について

その他

3 閉会

【事務局】

それでは、定刻前ではございますが、すでに委員の皆様もお揃いでございますので、ただいまから、平成30年度第2回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

まず、机上に配布しておりますのは、国民健康保険中央会から送付がありました国民健康保険データブック「国保のすがた」です。

また、前回の本協議会で、ご質問のありました「外国人の国民健康保険加入状況」について、あわせて資料を配布しております。こちらについては、後ほどご説明させていただきます。

続いて、本日の資料に訂正が2点ございます。

お手元の資料3ページをご覧ください。

括弧3「保険料の過不足」の表、一番右の備考欄にあります、被保険者数見込、△2.3%を、△2.8%に訂正いただきますようお願いいたします。

続きまして、お手元の資料4ページをご覧ください。

「2. 加古川市の基金保有状況」の3行目、平成31年度末の金額、約11億6,600万円を、約11億6,900万円に訂正いただきますようお願いいたします。

訂正は以上です。

それでは、ただいまから議事をお願いするわけでございますが、本日は、4名の委員が所用のため欠席との報告をいただいております。

したがって、本日の協議会には、委員定数12名に対し、8名の委員にご出席をいただいております。

よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議会規則第4条第3項に規定しております定足数「委員の定数の2分の1以上」に達しており、ここに会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、このあとの議事運営につきましては、会長にお願いすることにいたします。会長、よろしくをお願いいたします。

【会長】

委員の皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、当運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

世間も12月、師走に入りまして何かと忙しい季節になってまいりました。

また、ちまたではインフルエンザがいよいよ本格的に流行ってくる季節になったと思います。お忙しいとは思いますが、ご健康でこの年末年始を乗り切っていただければと思います。

では、ただいまから早速議事に入らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する、本日の議事録署名委員を2名指名します。

議事録作成後、署名をよろしくお願ひします。

それでは次に、12月6日付けで、市長から当協議会に対し諮問がありました。委員の皆様方へは諮問書の写しをもってお知らせさせていただいたところ です。

1点目は、国民健康保険料の減免基準の見直しに関する こと で、この後に審議いたします。2点目は、国民健康保険料の料率等 の見直しに関する こと で、次回の当協議会において審議させていただきます。

それでは、議事に入ります。

本日はお手元の次第のとおり、協議事項が1件、報告事項が2件でございます。

まず、協議事項『国民健康保険料の減免基準の見直しについて』を議題にします。

本件は、先ほどお話しした市長からの諮問事項の一つで、後ほど委員の皆様にお諮りいたします。

まずは、事務局、説明をしてください。

【事務局】

それでは、加古川市国民健康保険料の減免基準の見直しについて、説明させていただきます。お手元の資料1ページをご覧ください。

国民健康保険料の減免は、国民健康保険法第77条に基づき、災害、失業や廃業など特別の理由がある者に対し、各市町村が条例等の定めるところにより行っています。

本市においても、平成7年度に制定した加古川市国民健康保険条例及び同施行規則において減免基準を規定し、国民健康保険料の減免を行ってまいりました。しかしながら、制定より20年以上が経過し、社会情勢の変化や他の自治体との均衡等を勘案し、より適正かつ公平公正な制度とすべく、現行の制度を見直し、平成31年度分保険料から適用しようとするものです。

見直しを検討する減免事由は全部で5つございます。

1つ目は「災害減免」、2つ目は「失業や廃業等所得激減にかかる減免」、3つ目は「生活保護減免」、4つ目は「生活困窮者減免」、5つ目は「単身世帯死亡者減免」です。

1つ目の災害減免について説明させていただきます。お手元の資料1ページの中段をご覧ください。災害減免は、災害により住宅又は家財に損害を受けた者に対して、自治体が発行する罹災証明等に基づき、損害割合に応じた減免を行っています。損害の程度の判定基準について、現行では、自治事務次官通知に基づいて行っており、半壊の基準が損害割合が10分の3以上10分の5未満となっていますが、罹災証明は内閣府基準に基づき発行されており、半壊の基準が10分の2以上10分の5未満となっています。納付義務者にわかりやすく、かつ減免適用の迅速化及び効率化を図るため、内閣府基準に基づく損害割合に改めます。また、近年多発している浸水被害に対応するため、新たに「床上浸水」の規定を追加します。

続いて、2つ目の所得激減減免について説明させていただきます。これは、失業、休業、廃業その他の理由により所得が激減し、生活が著しく困難になったと認められる者についての減免です。今回の改正では、減免による救済措置の必要性を考慮しつつ、負担の公平性、市民の納得性及び他都市との均衡の観点から所得階層に応じた減免割合となるよう見直します。改正の内容については、2ページの表をご覧ください。現行では、所得の多い少ないにかかわらず、所得が7割以上減少したのものには7割、所得が6割以上7割未満減少すれば6割、所得が5割以上6割未満減少すれば5割の減免を行っています。改正後は、所得が半分以上減少で適用というところは変わりませんが、所得額に応じて、表のとおり減免割合を変更

しようとするものです。

3つ目の生活保護減免について、本規定は、生活保護の開始年度にかかる保険料の全額を減免するものですが、生活保護となった場合、医療費は医療扶助となるため、国民健康保険の資格を喪失し保険料が発生しなくなります。また、保護開始以前の保険料に滞納がある場合は、本来、他の滞納者と同様に対応すべきであるため、本規定を廃止します。

4つ目の生活困窮者減免について、本規定は、老人ホーム入居者のうち園長が必要と認める者の保険料を減免するものですが、平成12年に介護保険法が施行され、施設の入所は措置から契約へと変わりました。そのため、施設入所者であっても居宅で生活するものと同様に保険料を納付する義務があり、公平を図る観点から本規定を廃止します。

5つ目の単身世帯死亡者減免について、本規定は、納付義務者が単身世帯で死亡し、かつ相続人等がない場合に保険料を減免するものですが、相続人が存在しない場合は、本来、債権者は家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申し立て債権の回収を行うため、本規定を廃止します。

以上で、「加古川市国民健康保険料減免基準の改正案概要」についての説明を終わらせていただきます。

【会長】

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

【委員】

まず2点、公平性という点で気になることがあります。国民健康保険料の減免というのは前年所得に対して今年かかるという形であれば、構造としては介護保険や住民税と状況が同じだと思います。その中で国保の内容を変えるということですが、それは介護保険や住民税も似たような形になっているのですか。同じ方向を向いているのですか、歩調は合わせているのですか。

また、県内の他市町も同じような形になっていくのですか。もちろん自治体のことなので差があって当然といえば当然ではありますが、前回の会議で県下で内容を揃えればいいのか、と申しあげましたが、そのような動きというのはあるのでしょうか。

それから、項目1番の災害減免の適用要件の見直しで、災害減免での障がい者と言うのは災害で障がいを負った人が障がい者手帳などをもらった、という意味でしょうか。障がい者は他にもいますが、災害減免の中に障がい者の規定がある意義は何なのですか。他に救済方法があるのではないのでしょうか。

【会長】

一度、そこまでの3点で聞きましょう。

【事務局】

まず、市役所内部での市税や介護保険との連携についてのご質問がありましたが、市税については今年の12月議会で条例改正の改正案をあげて改正する予定で進んでおります。介護保険等、他の料金等については、国民健康保険料の減免がどのように改正する予定か情報提供を行い、これから担当課で対応していくこととなります。

今回、元々が行政改革の一環で見直しを行っており、市民にとっては重なる部分も多いかと思っておりますので、方向性は揃えるよう調整はさせていただいております。

2点目、県内ではどうですかというご質問ですが、ご存知のとおり平成30年度から県で広域化し、現在も保険料の統一に向けて県と各市町が話し合いの場を設けて、議論を重ねているところです。その中で、保険料の統一に向けて減免の統一もというような話も当然議題としてあがっていま

すが、現状は先ほど委員がおっしゃったように本当にバラバラで、すぐに統一というのは難しい状況です。

【委員】 前回の会議で、尼崎市は「その他減免」が何十万円もあって何が原因かわからなかったですね。

【事務局】 国民健康保険の減免というのは、各市町村が特別の事情がある者に対し条例で定め行っており、国民健康保険制度が始まって50年経ち、様々な方向へ進んでしまっているところをございまして、なかなか足並みを揃えるのが容易ではなく、今からその検討をしていくというような状態ですので、減免の統一については、どう進んでいくのか、全くの未定という状態です。

【委員】 災害が原因で障がいを負った人という理解でよろしいですか。

【事務局】 はい。

【委員】 障がい者だけなぜ災害で適用されるのか。障がい者になるということは、突然事故が起こり障がいになった場合でも、その当人にとって困るということでは同じですよ。それ以外の原因で障がい者になった人は、なぜ対象外となるのでしょうか。

【事務局】 元々、国で定められている国民健康保険条例の準則がありますが、そちらに国民健康保険の減免については「災害等により生活が著しく困難になった者、またはこれに準ずると認められる者」という記載があり、そもそもが災害による減免を想定した作りになっております。その中で、先ほどの自治事務次官通知に災害による市民税の減免の規定として、死亡した場合、生活保護の受給者となった場合、障がい者となった場合、という定めがあり、本市の国保は元々税だった経緯もあり、そこに揃えているような規定になっているかと思えます。尚且つ、死亡については税の規定ではありますが、国民健康保険にないのは、国民健康保険は死亡すればそもそも保険料がかからなくなる、生活保護になれば医療扶助を受けるため国民健康保険の料金がかからなくなる、というわけで、障がいだけが規定として残っているわけです。

また、例えば、障がい者になったことで仕事を辞めざるを得なくなったということになると、本市の場合、所得激減のほうの減免に該当する可能性があります。

【委員】 災害が原因でも、同じくそちらで救済できればいいわけです。事故が原因で障がい者になった場合も、災害が原因で障がい者になった場合も、どちらも所得激減で救済できるはず。にもかかわらず、災害の場合だけ「障がい者になったということをもって」と特記している。その意義は何なのかというのがよくわかりません。

【事務局】 これは推測になってしまうのですが、全国の市町村が条例の準則を元に条例を作っているかと思えます。その準則で災害は特別だという規定をしているかと思うので、災害に対する減免というのは比較的どの市町村も規定があると思われます。ただ、所得激減減免は先ほど申しあげたように、それぞれの市町村で全くバラバラで、所得激減減免ではそれほど減免しない場合でも、災害の場合だけは、10分の9の割合で減免を行う市町村が多い状態になっています。

【委員】 別にこの減免に反対と言っているわけではありませんが、どうして災害で障がいになったときだけをとってあげて特記しないといけないのか意味がわからないのです。

【事務局】 先ほど説明した内容と同じになりますが、元々減免そのものが災害に重きを置いているという点と、自治事務次官通知に災害の規定があって、それを踏襲しているためであると考えます。

一点補足するならば、ここに書いてある災害減免の適用期間は、災害が起こった日の月から12ヶ月間だけということになりますので、未来永劫減免されるというものではございません。ある程度の期間の中で、災害減免を適用するという趣旨のものになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

【委員】 確かに、災害であれば周りもわかりますが、事故だと当人しかわからないからというので、そういう意味合いで災害の時だけ適用するというのは、わからなくはないんです。だから反対でもないのです。しかし、実態から見たら、障がい者になるという意味では同じなので、なにか意味があるのかと思ってお聞きしました。

続いて所得激減減免について、表中の変更前の「所得半分以上」の「所得」は今年度ですよ。今年の所得が昨年と比べて半減したと。

【事務局】 正確に言うと、辞めてから1年間の所得が半分以下になった場合です。

【委員】 言い方を変えますと、納付しようとする年の所得が減っているという意味ですよ。

所得半分以上減少というのは、今年の見込みが半分以下になったと。「変更後」の総所得金額というのは去年のだとおっしゃっていましたが、所得といいながら、「変更後」は昨年所得を示し、「変更前」所得は当年のことですよ。

【事務局】 はい、当年の所得が5割以上減った場合です。

【委員】 確認したかったのはそこです。

同じ表でも変更前で言ってる所得と、変更後で言っている所得というのは別のものを指すんですね。

【事務局】 去年の所得から半分以下になった場合は、その去年の所得がどの階層になるかに基づいて減免割合を決定しようというものです。

【委員】 私が確認したかったのは、変更前で言ってる所得と変更後で言ってる総所得にかかる所得というのは、対象が違うわけですね。変更前で言ってる所得というのはあくまで今年のこと、変更後での総所得金額は去年の所得のこと、変更前と変更後で言ってる所得というのが同じものをさしているわけではないのです。

【事務局】 書き方がわかりにくくて申し訳ありません。ここが減免の額のことを記載しているところになりますので、現行の制度では、減免の額の一番下の※印で書いている所得階層に応じた減免規定というのがなく、今あるのは7割減免・6割減免・5割減免であるというのを書きたかったものです。

- 【委員】 私は反対というわけではなく、どちらかというところと所得階層に応じた減免割合とすることには賛成なのですが、同じ所得と書いていながら意味が違うのじゃないかなというところの確認をしたかったのです。
- 【会長】 今回の件について、他の委員さんよろしいですか。皆様ご理解いただいていますでしょうか。
その他ございませんか。
- 【委員】 もう一点お聞きします。
3号の生活保護減免、4号の生活困窮者減免、5号の単身世帯死亡者減免をそれぞれ廃止する案ですが、廃止する前後で、実態の変更というのは何かあるのですか。
規定を削除するのはわかるのですが、市民サイドから見て実質的にこれがなくなったがゆえに、変更になりますというものはあるのですか。
- 【事務局】 確かに委員さんがおっしゃられるように4号と5号についてはここに書いてありますように、介護保険法が施行されたというような流れもありますし、5号であれば納付義務者が単身で死亡して、尚且つ相続人がいない場合ということで、過去10年間適用がありません。ただ、3号の生活保護減免に関しては今も保険料の減免は行っています。ここに書いてあるように、生活保護にかかったら医療扶助になって保険の資格自体がなくなります。
- 【委員】 減免しますと言ってもあんまり意味ないですよ。
- 【事務局】 そうです。
- 【委員】 規定を廃止しても、誰かがそのために困るとというのが想定できないのですが、実態的にはあまり影響がないのではないのですか。
- 【事務局】 当市の生活保護減免というのは、生活保護開始になった当該年度の保険料を減免するというものです。
例えばこの12月に生活保護開始になりましたら、当然12月以降は保険料はかからなくなるのですが、既にかかっている保険料も減免していたのが、この規定です。
- 【委員】 滞納分まで減免していたとは、おかしなことをやっていたのだなと思います。
- 【事務局】 先ほどの説明でもあったように、この度、行政改革で本来あるべき適切な姿に直そうということになりました。
- 【委員】 わかりました。
- 【会長】 皆さんよろしいですか。わかりましたでしょうか。
要は、生活保護減免の廃止というのは、今まで滞納の分を減免していたのを廃止し、きっちりとりますよ、ということですね。
- 【事務局】 本来、生活保護になられたということは納付資力がないということの意味します。保険料を仮に滞納していた場合、滞納した保険料というのは当然徴収するわけですが、そもそも納付資力がない、財産がないということ

になりますと、本来、徴収側で対応すべきであるということで、今後の対応としては、これを徴収側での対応に切り替えていくということです。

【委員】 つまり、徴収できない要因をもって、それに該当するため滞納分はとりませんという対応になるんですか。

【事務局】 そういう対応になります。

【委員】 そういうことも含めて、3つともなくなることによって実質的に困ったという人が出てくるわけじゃないと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、そういうことです。

【会長】 よろしいでしょうか。

では、委員のみなさまのご意見をお聞かせいただいたところ、本件につきまして、概ねご理解いただいたと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りします。国民健康保険料の減免基準の見直しについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

全員の賛成です。よって、本件はこれをもって決定とさせていただきます。

今後は、ただいまの協議結果をもとに答申書を作成し、市長に答申させていただきますので、ご了承願います。

また、答申書の写しについては、後日皆様へ送付します。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項『平成31年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について』を議題とします。

事務局、説明をしてください。

【事務局】 それではお手元の資料3ページをご覧ください。

それでは、平成31年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について説明します。

このたび県から本市に割り当てられた、国民健康保険事業費納付金（総額）は、A欄の74億7,755万1,869円でした。昨年度の本算定時の確定額より約804万円増加しています。これは、平成29年度に概算交付された前期高齢者交付金の精算により、受取超過となった交付金が約2億円増加し、これを納付金に含めて県に支払うためです。

納付金の算定時に控除される激変緩和措置額について、今回の仮算定では、約2,441万円で、昨年度より約4,759万円減少しています。県の仮算定による平成31年度の1人当たり保険料（理論値）は、前年より4.3%増加し、このうち県が示す一定割合を超える0.2%分について国費等が投入され、納付金算定過程において激変緩和措置が織り込まれています。

続きまして、括弧2納付金に必要な現年保険料（総額）についてです。県内市町ごとに異なる保健事業費や一般会計からの繰入金などを、先の納付金に加減算して算出します。

今回は、仮算定であるため、加減算するB欄・C欄それぞれの合計のみの記載とされていますが、次の本算定ではそれぞれの内訳を記載し、お示いたします。

まず、B欄の加算調整についてですが、保険料を元にする費用を加算額として見込むものです。今回の仮算定では、3億151万3千円で、昨年度より約4,503万円増加しています。これは、市の保険給付費に対して県が交付する普通交付金のうち、保険給付費の対象外（例えば、交通事故や国保資格喪失後の医療受診による給付費）に該当する交付金を県に償還する経費や、第2期データヘルス計画に基づき実施する新規保健事業の経費などが追加となるためです。

次に、C欄の減算調整についてですが、保険料に先立ち充てることのできる保険料以外の収入を減算額として見込むものです。今回の仮算定では、27億3,090万7千円で、昨年度より約1億6,274万円減少しています。これは、新制度開始に伴い、県内市町の特別な事情を考慮して交付される県特別交付金の規程が見直されたこと、国保加入者の減により低所得者対策のための保険者支援に係る一般会計繰入金が増加することなどによるためです。

A欄の納付金に、現時点の当市予算積算額を反映した、B欄の加算調整、C欄の減算調整を行うことにより、納付金に必要な現年保険料D欄を算出しますが、その額は、50億4,815万7,869円で、昨年度より約2億1,581万円増加しています。

続きまして、括弧3保険料の過不足についてです。

D欄の納付金に必要な現年保険料に対して、E欄の平成31年度当初予算の現年保険料の収納見込額は、被保険者数（見込）の2.8%減少により、45億4,980万2千円で、F欄の保険料の過不足額は、約4億9,835万円の不足となっています。昨年度は、約1億7,473万円の不足で、国保事業基金（貯金）から補填して予算を組んでおります。参考までに、平成31年度の約5億円の不足についても、引き続き基金から補填する場合、回せる今年度末の基金残高は、現時点で約16億6,508万円を見込んでおりますこと申し添えます。

最後に、今後のスケジュールについてです。年明け1月上旬に、県が平成31年度の納付金確定額を本市に通知し、市はその金額を編成中の平成31年度当初予算に反映させます。併せて、保険料率等の見直しについて据え置きを含めた検討を行います。そして、2月7日、この件に係る諮問事項の審議を皆様をお願いしたいと考えております。

これまで申しあげた金額は、11月下旬に県から送付された仮算定結果に基づくものです。このため、年末に国が提示する確定係数をはじめ、県内医療費の総額、納付金の加算・減算調整額、並びに市の当初予算積算額が今後変更になれば、県に支払うべき納付金額やそれに必要な保険料額が変わる可能性がありますことご承知おきくださいますようお願いいたします。

以上で、報告事項「平成31年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について」の説明を終わります。

【会長】

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

（何ものなし）

それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

続きまして、『国民健康保険事業基金のあり方について』を議題とします。事務局、説明をしてください。

【事務局】

お手元の資料4ページをご覧ください。

それでは、国民健康保険事業基金のあり方について説明します。国保財政の安定化に向けて新制度が始まりましたが、制度上は基金の必要性について特段定義されていないため、現状等を踏まえあらためて基金のあり方

について整理しその活用を図ろうとするものです。

まず、1. 基金の現状について申し上げます。基金は、国民健康保険事業の財政調整を図り、事業の健全な運営に資するため、条例に基づき設置しています。

今年度からの国保広域化により、県内市町の給付に必要な費用はすべて県交付金で補填される仕組みとなり、これまで懸案であった年度途中に医療費が急増した場合であっても基金を活用せず、目先の医療費に左右されない、財政の安定化を図られることとなりました。

しかしながら、給付費に補填される県交付金は、県内市町が納める納付金、主に保険料を原資としています。このため、毎年一人当たりの給付費が増加する中で、将来的な保険料の引き上げや保険料の収入不足等があった場合に引き続き備える必要があります。

次に、2. 加古川市の基金保有状況についてです。平成29年度末実績で、約12億6,700万円を保有しています。

次に、平成30年度末は、約16億6,500万円を現時点で見込んでいます。続いて、平成31年度末は、先ほどの仮算定結果で申しあげた収支不足を全額基金で補填した場合、約11億6,900万円の基金保有額になると見込んでいます。

遡れば、平成26・27年度に基金を取崩し、平成28年度に基金が枯渇することを見越して保険料を引き上げましたが、公費の充実や薬価基準の引き下げがあり、ここ数年は結果として大幅な黒字決算となり、現状の基金保有となっています。

続きまして、3. 基金の用途をご覧ください。今後の主な基金の活用法について説明します。

まず、「① 保険料の年度間調整」に基金を活用します。今後の保険料は、県に支払う納付金に左右されます。納付金が増減することにより、保険料が急激に変動することがないように年度間の平準化を図り、将来的な保険料の引き上げ幅を抑えるために基金を活用していきます。

次に、「② 災害時の保険料収入不足への補填」に基金を活用します。

近年、熊本地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震をはじめ、頻発する台風などの災害により甚大な被害に遭うケースが多くなっています。災害は保険料の大幅な収入不足に直結するため、その補填に基金を活用していきます。

最後に、「③ 保健事業の充実」に基金を活用します。

少子高齢化や医療高度化による医療費の増大、さらには生活習慣病の予防対策などが課題であり、第2期データヘルス計画の目標に掲げる健康寿命の延伸と医療費適正化に向けた保健事業の取り組みに基金を活用していきます。

ここで、4. 県内の基金保有状況について参考にお知らせします。5ページをご覧ください。平成29年度末の県内29市2町の資産状況の一覧です。

本市の基金保有額、一人当たりの金額は25市中10位で、基金保有額と、黒字に当たる「翌年度への繰越金額」を含めた純資産額の一人当たりの金額は29市中14位です。本市は、県内市の中で平均的な保有状況にあります。

なお、翌年度への繰越金（B）欄については、精算による国庫返還金等を含んでおりますので、この欄以降の金額及び高額順位については、あくまでも参考情報である旨、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、4ページに戻ってください。

最後に、5. 加古川市国保の動向について申し上げます。

被保険者数は引き続き減少傾向にあります。被保険者の構成は、いわ

ゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度までは、高齢者の割合が相対的に高くなります。これに伴い、一人当たりの給付費も年々増加する見通しです。

また、新制度に移行した初年度であり、今後の県内医療費の動向や決算状況にもよりますが、将来的に保険料を引き上げざるを得なくなることも想定されます。現状は見通しの判断が十分つかない状況にありますので、今後も引き続き慎重な事業運営を行う必要があります。

以上で、報告事項「国民健康保険事業基金のあり方について」の説明を終わります。

【会長】 説明は終わりました。
ご質問・ご意見がございましたら承ります。

【委員】 項目3番の基金の使途のところ、災害といっても大規模災害からありふれた災害といろいろありますが、事業運営が円滑にいくためにはどの程度ストックを持っていけばいいか。給付費の何パーセントといった目処があるのかなのか。あるとすればどんなものなのかというのを一点お聞きしたい。

次に、保健事業の充実については、私は大賛成です。保健事業の充実により、恩恵にあずかるのは国保だけでなく、介護とか、福祉面でも、波及効果があり、恩恵にあずかる分野はものすごくあるのですよね。そのため、一般会計をそれなりに繰り入れて保健事業を集約した形であればいいのではないかと、そういう発想もあるのではないかなと思うのですが。

【事務局】 基金保有額の必要額ですが、特に基準は設けておりません。県内で平均的な保有額であることから、今後もこの程度の額を保有し続けたいと考えています。

【事務局】 まだ新制度が始まって初年度でして、まずは決算を踏まえて今後の財政見通しを立て、先ほどの県内の平均的な基金の保有と、これを維持しながら今後の財政運営上基金がいくらかいるのかというところをまた検討してまいりたいと考えております。このため、現時点では必要な額や割合については確固たるものはございません。

次に、保健事業に基金を使うというところについては、おっしゃるとおり恩恵が介護や全市民の健康に波及し、効果が大変大きいところがございます。まずは、黒字を積み立てた基金を活用して保健事業に取り組み、その中で一般会計の負担に加え、介護等の連携についても今後調整すべきと考えます。現時点では一般会計からの繰り入れの予定はございませんので、今後検討させていただきたいと思っております。

【会長】 先ほどの、基金の使途の②保険料収納不足への補填のところ、参考までに教えてほしいのは、大規模災害で政府が激甚災害地域の指定をすることがありますが、その場合は国から補填があるのでしょうか。

【事務局】 激甚災害指定の際の補填メニューはすべて把握はしていませんが、確かにあります。現行制度では、災害があった場合、保険料収納不足の2分の1が県から交付金として補助されます。

ただ、すべてを賄えるものではありませんので、即座に対応できるように基金を活用したいと考えております。

【会長】 その他ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。
次に、「3 その他」ですが、まず、委員の皆様から、何かございましたら、お伺いします。

次に、本日配布の『外国人の国民健康保険の加入状況』について、事務局、説明をしてください。

【事務局】

前回の運営協議会で、委員から、外国人の国民健康保険加入者数について、ご質問がありましたので、説明させていただきます。

本日配布しました、「外国人の国民健康保険加入状況」をご覧ください。

2段目でお示ししておりますとおり、平成30年4月1日現在の国民健康保険加入状況は、36,146世帯、被保険者数は58,566人です。

このうち、外国人被保険者が属する世帯数は、454世帯で、割合にしますと1.3%、被保険者数は683人で、割合にしますと1.2%です。

なお、外国人被保険者の国籍別内訳は、下の表のとおりですので、ご参照ください。

以上で、「外国人の国民健康保険加入状況」についての説明を終わります。

【会長】

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

【委員】

結構、出身国がバラエティに富んでいるんですね。思いのほかに多いという印象です。今後、出入局管理法が改正されて結構入ってくると思いますので、将来的にどの程度の傾向を示すのかというのは、今後も統計を取られたほうがいいのではないかと思います。

【事務局】

それについては、定期的に確認をさせていただきます。

【会長】

その他ございませんでしょうか。

ないようですので、この件については、この程度にとどめます。

事務局から何かありますか。

(事務局なし)

以上をもって、議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。

事務局へ進行をお戻しします。

【事務局】

事務局より2点事務連絡をさせていただきます。

1点目は、本日開催されました運営協議会における委員の方の報酬については、指定口座へ1月中旬に振り込みさせていただく予定ですので、後日、ご確認をお願いいたします。

2点目です。「カーパークつつじ」を利用されている委員の方は、この後、駐車券をお渡しいたします。

事務連絡は以上です。

続きまして、本日の会議の終わりにあたりまして、市民部長から、お礼を申し上げます。

【市民部長】

協議会のおわりにあたりまして、一言お礼申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年末何かとご多忙の中、国民健康保険事業にかかる重要な案件につきまして、協議をいただき、誠にありがとうございました。

先ほど協議いただきました、保険料の減免基準、それから事業費納付金、また基金、これらは、国保を支える大切な財源であります保険料に関わる

ものです。そういった点からも、この度、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、保険料の今後の算定等をおこないまして、国保事業の適正な運営に努めてまいりたいと思います。

国保が新たな制度に移行して、早8ヶ月が経過しております。制度は確かにリニューアルされたわけですが、私たち保険者には、国保制度を絶やすことなく、今後も持続し続ける責務が課されているものと認識しております。今後も共同保険者となりました県とともに連携を一層強めながら、国保事業の着実な維持に努めまして、安定した事業運営となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも委員のみなさまにはご支援、ご協力をいただきますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、本日の協議会のお礼とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

【事務局】

それでは、以上をもちまして、平成30年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会します。

委員の皆様、本日はおつかれさまでした。